

令和8年7月16日開会
令和8年7月16日閉会

第810回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 8 1 0 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議 録

第 8 1 0 回湯川村農業委員会定例総会を令和 8 年 7 月 1 6 日湯川村役場に召集した。

1. 出席農業委員（7 人）・出席推進委員（7 人）

1 番	小 沼 幸 子	2 番	佐 藤 敬 一
3 番	山 田 誠一郎	4 番	兼 子 房 男
5 番	山 口 栄 子	6 番	真 壁 澄 男
8 番	高 木 伸 也	9 番	鈴 木 明 美
1 0 番	渡 部 正 美	1 1 番	三 瓶 恵 美
1 2 番	吉 田 守	1 3 番	高 橋 勝 彦
1 4 番	中 島 和 裕	1 5 番	大 場 忠 重

2. 欠席農業委員（1 人）・欠席推進委員（0 人）

7 番 中 島 仁

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 大 場 祐 一 永 島 真 弓

4. 本日の会議の案件

- 議案第 1 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 1 8 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 おはようございます。23 代農業委員会も今日が最後の定例総会になりました。もうあれから 3 年ということでもう本当に月日の経つのが早いなというふうに感じられます。今日は最後ですので、今まで通りスムーズな総会ができますよう、皆様のご協力をお願いしたいと思います。また今日も朝から大変暑くて、毎日毎日もう熱中症っていう言葉が出てこない日はないような状況になりました。どうか皆さんも農作業をやる上で、水分をたくさん取りながら頑張っていただきたいなというふうに思います。また、先日防災無線の方で、堂畑とか沼ノ上の方に熊の足跡らしきものがあったということで言われておりました。私も今 4 時半ぐらいになるとアスパラガスの畑に行くんですが、それも放送が入ってからもう毎日ラジオ最大にしていくんですがやはりちょっと曇っているようなときは、ちょっと不気味さを感じます。皆さんもどうか、草むらとか何かありましたら、くれぐれも注意をして、自分の身を大事にしていきたいなと思います。

議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、7番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員については、欠席の報告を受けておりません。農業委員8名中7名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

議 長 只今より第810回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第1、会期の決定について、をお諮りいたします。

3番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。

議 長 只今3番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議 長 日程第2、会議録署名人の決定について、をお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議 長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録署名人に8番委員と4番委員の両名をお願いいたします。

議 長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議 長 これで会務の報告を終わります。

議 長 日程第4、議案第17号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第17号を朗読。続けて3ページ以降を別紙により説明。今回の案件は2件ございます。関連がありますので、併せて説明させていただきます。権利の種類につきましては所有権の移転です。譲渡人は■■■■の■■■■さん、譲受人は■■■■集落の■■■■さんと■■■■さんです。整理番号1番の申請地は大字■■■■の畑■■■筆■■■㎡です。申請番号2番の申請地は大字■■■■の田■■■筆■■■㎡です。申請内容及び契約内容ですが、いずれも設定の時期は許可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、許可の日です。参考として10aあたりの対価をそれぞれ記載しております。世帯員の農作業従事の様子は表に記載の通りでございます。経営農地についても、遊休農地もなく、管理耕作されており、効率的に農地を利用しています。整理番号1番の■■■■さんは認定農業者であり、常時農作業に従事しております。また、農業機械については、トラクター■■台、田植機■■台、コンバイン■■台、乾燥機■■台を共同所有しております。整理番号2番の■■■■さんは兼業農家ですが、年間160日の農作業日数があり、常時従事していると認められます。また、農業機械については、トラクター■■台、耕耘機■■台を所有しております。田植え・刈取り・乾燥までの一連の作業については機械等を所有しておりませんので、同集落の■■■■さんに作業委託し

ております。耕耘・草刈り・水管理についてはご自身で実施しており、農業経営はされています。申請地の場所につきましては、4ページに位置図、5ページには畑の公図、6ページには田の公図を添付しており赤色の枠の部分でございます。■■■番の畑の近くには■■■さん所有の畑もあり、申請地にも長ネギを作付けするという内容でございます。■■■番の田の北側にある■■■番は■■■さん人所有の田であり現況1枚となっております。かつて畦畔はあったそうですが、■■■さんの父親が利用権設定をしていた時代に除去した上で耕作していたようです。所有者の義理の父親が■■■集落出身で死亡後に奥様が農地を相続されたようですが、奥様も亡くなってしまい、■■■さんが相続することとなったようです。しかしながら、ご自身で管理することもなかなか難しい農地をこのまま所有する意向はなく、処分したいという相談は数年に渡り受けておりました。昨年度の農地相談会に■■■さんが事前予約をしてくださっており、当日は来られませんでした。それ以降、話が進んで■■■集落担当の■■■委員に間に入っていただきながら調整した結果、今回の申請に至りました。■■■さんのご意向としては対価なしで無償でも良いということでございましたが、幾らかお支払いするという事になったようです。

議案第17号の案件につきまして、いずれも申請書及び営農計画書、現地調査から農地法第3条第2項の規定の許可審査基準の不許可の項目に該当がありませんでした。説明は以上です。

議 長 只今の事務局説明に関連して整理番号1番について、現地調査委員からの報告をお願いします。14番委員をお願いします。

14番委員 別紙農地法第3条第1項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。
(報告内容は割愛)

議 長 続きまして整理番号2番について、現地調査委員からの報告をお願いします。15番委員をお願いします。

15番委員 別紙農地法第3条第1項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。
(報告内容は割愛)

議 長 ありがとうございます。議案第17号整理番号1番については、■■■番委員が受け手となっている事案でありますので、先行して審議・採決を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。■■■番委員は、退席をお願いします。

議 長 これより整理番号1番に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番委員 質疑というかつたない質問かもしれませんが、2つのケースで代理人の行政書士法人のあい事務所が初めて出てきましたので、役場の指定されているところの事務所なんのでしょうか。以前事務所を活用したことがあったので、■■■の方なのでどうなのかなと思ひまして。

事務局 行政書士については、依頼するのはあくまで申請人でございますので、役場の方から紹介することはせず、どこがいいか尋ねられた時は、県の行政書士

会のホームページで近隣のエリアで調べると登録されている行政書士さん出てきますので、そちらの方をご覧いただいて決めていただければということでお話をしているところです。今回のケースは、司法書士もいる法人の事務所なので、相続関係等で別の依頼をしたことがあるなどの経過もあったのかもしれません。役場の方から特定の行政書士の斡旋はしておりません。

5 番委員

分かりました。

15 番委員

参考までに、私も何回も現地調査しているので分かったんですが、事前に行くのは当たり前だが、あい事務所さんは、測量というかきっちり棒を立てて、今回水田の場合は、2筆が一緒になっているところだが、今回対象の水田にポールを立てて分かるようにしていた。畑もそうなんだけど。あと、看板を自分で作って立てて、丁寧にやっている事務所だなんて感じた。こんなことをやっているところが今までなかったので、感心した。メインの方とサポートしてくれる人と2人来られていて、好印象だったっていうのは実感です。

14 番委員

私も初めてでしたね。ポール立てて、対象面積で表示、分かりやすいようになっていたのが初めての経験なので、ちゃんとしている事務所だなんて思いました。

議 長

私も立ち会いましたのですが、初めてでした。本当にあの看板まで用意して、ここまでやってくれたんだと思って本当に感心してきました。

4 番委員

元々分割畦畔があったからだと思いますので、分割の杭はあるはずです。杭は残っているはずです。用水の方と排水の方に1本ずつあると思います。

15 番委員

杭までは確認していない。

14 番委員

排水の方まで行かなかったですし、草が生えていたので明確には分からなかったですね。

15 番委員

2筆あってそれを1枚にしたのはだいぶ前の話のようなんだけど。

4 番委員

引っぱり出せば杭は出てくるはずである。行政書士であればそこまでやると思います。

15 番委員

それは当事者の関係で…解釈かな。

6 番委員

別にした場合は、今■■■■さん言ったように杭はあったと思うんですけども、作業上、草刈りの都合上とか何かで一緒に動いたとか、本人たちも分かっているようなケースもある場合もあるんですよ。去年■■■■の方は、国土調査で1筆1筆杭を打ちましたけれども、作業上、昔からやってるところで抜いてしまった可能性もあると思うんです。

15 番委員

正確に言うと、畔は潰してはダメなんだろうけど、ただ作業上、大型機械になってきてるから、うちの方もそうなんだけど、潰してしまうことがあると思う。

4 番委員

換地で1枚の田を分割しても、将来相続とかでどこだか分からなくなってしまうため、分割畦畔を作って、■■■■地区ですと北手が低くなるわけですから北畦畔までが南手の田の持ち主だということで法尻に杭があるはずです。

それから、整理番号の1番と2番共通していることなんですが、対価ということで、1反あたり■■■■円ということで2反■■■■円ということで畑も■■■■円で、田も同じということですね。お互いにそれで了解したということですね。

議長　　そうです。こちらの方としてもお互いが決めた金額ですので、こちらの方では何も言うことはできないという状況で、これは前々から私たち会議の方でもお話している通りに、やはりこの当事者同士でもう決めている金額に関しては関与できませんので、一応こういうふうな形で上がってきましたので、はい。

5番委員　それに付随するのですが、私は頭の中では田んぼの方が高かったんじゃないかなって印象を持っていますが、逆転しているので確認させていただきたいです。

事務局　今回のケースにつきましては、農地法3条に基づく許可申請になっております。対価については申請書には書かなければならない項目なので参考として記載をさせていただいておりますが、まず、数字に関しては何も言えないっていったところでご理解いただきたいところですね。

田んぼと畑の違いについてなんですが、通常農地バンクを通す場合、農業委員会のあっせん価格は■■■■万円ということでお話させていただいていて、その根拠としても先月お示したところです。

この所有者の■■■■さんですが、もう何年にもわたって事務局の方に相談をしてくださっている方で、できるだけ早く処分したい、湯川村に農地がどこにあるかもわからない状況でした。

最初にお電話いただいたとき、「農地どうなっていますか」っていうお話でした。私の方で現地を確認しに行ったらとても綺麗になっていて、畑の方に関しては、実はこの畑も■■■■さんのお父さんが昔利用権設定で借りていた場所だったみたいです。利用権設定が切れた後も■■■■さんご自身でお父さんが亡くなった後もうなってくれていたんですね。

そういった中で最初、畑の方も■■■■さんの方にも打診をしましたが、畑はいかなってことで、田んぼについては了解いただいて、畑は近くでネギ作っている■■■■さんの方で…ということで話がまとまったわけです。

■■■■さんは、無償での譲渡でもいいというご意向ではありました。そうになってしまうと贈与税とかも関わってきてしまうわけです。

今回はそれぞれたまたま■■反少しの田と畑それぞれの全面積で、■■■■円ということになるので、畑の方が少し面積小さいですね。10アールあたりに換算すると若干差が出たというだけですね。田んぼの方が高いという認識はもちろんそうだと思います。畑につきましても、当事者間の話し合いの中でもしかしたら田んぼよりも高くなるケースもあるかもしれません。

今回につきましてはそれぞれ了解いただいた上で申請をいただいておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

4 番委員 参考までに、■■■さんのご先祖様は。
事務局 参考になんですけども、まず■■■さんの奥さんが■■■さんで旧姓が■■■
■■■さん、平成 29 年にお亡くなりになっています。■■■さんにとっての義
理のお父さんが■■■さん、この方が■■■集落出身のようです。ただ、こ
の方も村からもう■■■に転出している人なので、あとは戸籍を辿るしかあり
ません。農業委員会の方ではこれ以上は分かりません。■■■さんは■■■
集落出身の方なので、もしかしたらその兄弟が湯川にまだいるかもしれない
ですが、田んぼと畑に関しては■■■さんが相続されたわけで、分割して
相続したのかもしれませんが、そこから奥さんに行って奥さんから旦那さん
に行ったという流れになっております。

議 長 ご理解いただけたと思いますので、よろしくお願いいたします。
他にございませんか。ないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。
ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

(意見なし、の声)

議 長 これより議案第 17 号、整理番号 1 番の農地法第 3 条第 1 項の規定による許
可申請についてを採決いたします。

議 長 議案第 17 号、整理番号 1 番の農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に
ついてを原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙
手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 ■■■番委員の入室を許可します。

議 長 これより、整理番号 2 番に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 もう先ほどいろいろと質問お受けいたしましたので、質疑を打ち切りたいと
思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見を徴します。

11 番委員 議案第 17 号、整理番号 2 番の農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に
ついて意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地法第 3 条第
2 項に該当しないので許可したいと思います。

議 長 これより、議案第 17 号、整理番号 2 番を採決したいと思いますが、ご異議
ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 17 号、整理番号 2 番の農地法第 3
条第 1 項の規定による許可申請について、を採決いたします。

議 長 議案第 17 号、整理番号 2 番の農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に
ついてを原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙
手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第 4、議案第 18 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

事務局
議長
事務局

を議題といたします。事務局の説明を求めます。

はい、議長。

はい、事務局。

議案第18号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議案書7ページにより朗読。今回の案件は、新規3件、再転貸1件の合計4件です。8ページに湯川村長より意見を求める旨の照会の文書の写しを添付しております。

9ページをお開きください。

申請番号1番について、土地の所在は、大字[]番の田他合計[]筆で面積は[]㎡です。出し手となる農地所有者が[]集落の[]さんの法定相続人である[]さん他2名、受け手となる農地借受者が[]集落の[]さんです。出し手と受け手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は田10aあたり[]円で水利費は農地借受者の負担です。契約の始期は令和8年9月1日、終期は令和18年12月31日の10年4ヶ月であります。促進計画は福島県の公告となり、令和8年8月31日の予定です。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございまして、認定農業者であり、耕作に十分な農機具を所有しております。3月定例会にて審議いただき、県へ提出していましたが、4月末の認可を前に所有者である[]さんが亡くなってしまったため、一度取り下げをして法定相続人から再申請いただいたものです。

10～11 ページ、申請番号2番と3番については関連がありますので、併せて説明いたします。申請番号2番の土地の所在は大字[]の田他合計[]筆で面積は[]㎡です。出し手となる農地所有者が[]集落の[]さん、受け手となる農地借受者が[]です。申請番号3番について土地の所在は大字[]の田他合計[]筆で面積は[]㎡です。出し手となる農地所有者が[]集落の[]さん、受け手となる農地借受者が[]です。対価はいずれも田10aあたり[]円で水利費は農地借受者の負担です。契約の始期は令和8年9月1日、終期は令和18年12月31日の10年4ヶ月であります。農地借受者の農業経営の状況については、11 ページに記載のあるとおりでございまして、認定農業者であり、耕作に十分な農機具を所有しております。3～4月にかけて[]さんの体調不良により、自己所有農地及び借り受けている[]さんの農地を[]に田植えを依頼しておりました。その後、体調が回復せず正式に契約をすることとなりました。8月末公告までの申請であれば今年度の精算に間に合わせることができると、[]さんとも合意解約した上でそれぞれ申請いただいたものです。

12～13 ページ、申請番号4番については経営移譲に伴う再転貸の案件です。再転貸は公社と農地借受者のみを合意解約し、新たな借受者から申請をいただくものです。今回は父親である[]さん名義の契約を解約し、息子である[]

■■■■さん名義で申請いただきました。農地所有者の契約は継続されるので、計画案の中に氏名は出てきません。参考までに当該農地の所有者は（１）■■■■集落の■■■■さん、（２）■■■■の■■■■さん、（３）■■■■集落の■■■■さんです。契約の終期は前の契約に合わせることでありますので、令和 17 年と令和 18 年までの契約があります。

14～15 ページには農地中間管理事業の借入に係る共通事項、16～17 ページには農地中間管理事業の転貸に係る共通事項を掲載しております。

いずれも 8 ページにあります貸付相手に関する要件の 2 の（１）及び（２）の要件も認められるため、今回の計画案については、適当と考えます。説明は以上です。

議 長 議案第 18 号の案件に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議 長 ■■■■さん担当の 6 番委員・9 番委員何かありますか。

6 番委員 特にはないですけれども、事前に話は聞いておりました。

議 長 ■■■■の■■■■さんについて、14 番委員いかがですか。

14 番委員 少しずつ規模拡大してきているので、田んぼの状況とか特に問題ないです。

議 長 ■■■■の■■■■さんについて、13 番委員いかがですか。

13 番委員 一緒にやってますけど、特に問題ないです。

議 長 ありがとうございます。これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 なければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議 長 これより、議案第 18 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 18 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを採決いたします。

議 長 本案に対して、「異存ない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに決定いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第 810 回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第 17 号 原案のとおり決定

議案第 18 号 「異存ない」旨の意見を付すことに決定

議長 全議事の終了を告げ、令和8年7月16日午前9時45分閉会を宣言した。
上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和8年7月19日

湯川村農業委員会

会 長

8 番 委 員

4 番 委 員